

○那須塩原市空き家等対策の推進に関する条例施行規則

平成28年3月23日規則第14号

改正

令和5年11月27日規則第43号

那須塩原市空き家等対策の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、那須塩原市空き家等対策の推進に関する条例（平成28年那須塩原市条例第3号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、条例及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(事情の把握等)

**第3条** 市長は、法第9条第1項に規定する調査を行い、所有者等が判明したときは、所有者等に対して空き家等の状況を伝えるとともに、今後の管理の方策についての考え方及び事情の把握に努めるものとする。

2 市長は、所有者等から当該空き家等の管理について助言を求められたときは、これに応じるものとする。

(立入調査)

**第4条** 市長は、法第9条第2項の規定により職員を空き家等に立ち入らせようとするときは、当該空き家等の所有者等に対し、立入調査実施通知書（様式第1号）により通知するものとする。

2 法第9条第4項の身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第2号）とする。

(助言又は指導)

**第5条** 法第22条第1項の助言又は指導を書面で行うときは、空き家等の適正管理に関する助言・指導書（様式第3号）によるものとする。

(勧告)

**第6条** 法第22条第2項の規定による勧告は、空き家等の適正管理に関する勧告書（様式第4号）により行うものとする。

(命令)

**第7条** 法第22条第3項の規定による命令は、空き家等の適正管理に関する命令書（様式第5号）

により行うものとする。

- 2 法第22条第4項の通知書は、空き家等の適正管理に関する命令に対する意見陳述機会の付与通知書（様式第6号）とする。
- 3 法第22条第4項の意見書は、空き家等の適正管理に関する命令に対する意見書（様式第7号）とする。
- 4 法第22条第11項の標識は、標識（様式第8号）とする。  
(代執行)

**第8条** 法第22条第9項の規定により代執行を行うこととしたときは、戒告書（様式第9号）により所有者等に通知するものとする。

- 2 前項の戒告書の通知を受けた所有者等が期限までにその義務を履行しないときは、行政代執行令書（様式第10号）により所有者等に通知して代執行を行うものとする。
- 3 前項の代執行の執行責任者は、本人であることを示す証票として行政代執行責任者証（様式第11号）を携帯し、関係人の求めがあったときは、これを提示しなければならない。  
(公表)

**第9条** 条例第8条第1項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 那須塩原市公告式条例（平成17年那須塩原市条例第3号）第2条第2項に定める掲示場への掲示
  - (2) 市のホームページへの掲載
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適當と認める方法
- 2 市長は、条例第8条第2項の規定により意見を述べる機会を付与するときは、空き家等の適正管理に関する公表に対する意見陳述機会の付与通知書（様式第12号）により通知するものとする。
  - 3 前項の規定による通知を受けて意見を述べようとする者は、当該通知書に記載された提出期限までに、空き家等の適正管理に関する公表に対する意見書（様式第13号）を提出しなければならない。

(応急代行措置の手続)

**第10条** 条例第10条第1項に規定する応急代行措置を行ったときは、当該空き家等の所有者等に対し、空き家等の適正管理に関する応急代行措置通知書（様式第14号）により通知するものとする。  
(その他)

**第11条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（令和5年11月27日規則第43号）

この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）

施行日から施行する。